

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 574ページ）	改訂した解説	理由
なし	ハ項(ロ)cの「V-0の判定基準に適合」の確認は、事前に客観的に確認されたデータ（適用規格・基準、試験方法、試験条件及び試験結果）に基づいてもよい。	次の規定では、難燃性に関して試験を実施しなくても、客観的に確認することができることが明確にされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・1(2)コ（構造：合成樹脂外郭の難燃性） ・1(3)レ（部品及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性） ・1(10)ト(ハ)（ブラウン管及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性） 2(15)ハ(ロ)cでは、客観的データに基づく判断について明確になっていないことから、解説を追加する。

（当該部解釈）

別表第八2（15）電気保温盆、電気加温台および観賞魚用ヒーター

ハ 異常温度上昇

（ロ）観賞魚用ヒーターであって、水中用のものにあつては、a及びbの試験を行ったとき、cの判定基準を満足すること。

c 判定基準

少なくとも3本の試験品で実施した試験の結果が全て以下を満足すること。

（d）保護カバーを使用しているものにあつては、以下を満足しなければならない。

iv 保護カバーに樹脂を使用する場合は、JIS C 60695-11-10「耐火性試験—電気・電子—第11-10部：試験炎—50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法」に基づいた燃焼試験において、V-0の判定基準に適合していること。